

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」 で記載すべき内容について

(中央環境審議会地球環境部会)

井上委員	2
及川委員	5
逢見委員	6
大塚委員	9
進藤委員	11
住 委員	13
富田委員	15
永里委員	17
西岡委員	19
原澤委員	23
藤井委員	25
三橋委員	28

(中央環境審議会総合政策部会)

岩村委員	30
田中委員	32

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成23年10月7日

電気事業連合会環境専門委員会委員長

井上 祐一

1. 全般的な意見

【温暖化対策の基本的考え方】

地球温暖化対策の検討においては、3つの「E」である、エネルギーの安定供給（Energy security）経済性（Economy）環境保全（Environmental conservation）の同時達成を目指すことが肝要であり、その際、地球益と国益を損なうことがあってはならない。

環境と経済を両立させつつ、地球規模の低炭素社会を実現させるための鍵となるのは、温室効果ガスの排出削減につながる技術である。

政府は、国内における革新的技術の開発及び、海外への技術移転を通じた国際貢献とその正当な評価を促すような施策を中心に実施すべきである。

また、施策の検討にあたっては、産業への影響、国民負担レベル、実現可能性等について、十分な検証を行い、それらを国民へ分かりやすく示した上で、産業界を含めた国民各層との議論が必要である。

【関係省庁の枠を超えた取組み】

気候変動枠組条約第16回締約国会合（COP16）において、関係省庁が一丸となって、わが国の主張が各国に理解されるようご尽力いただいたことは記憶に新しい。国内政策においても、関係省庁の枠を超えた取組みを期待する。地球温暖化に関する中長期的な目標や施策の基本的方向を検討する際には、温暖化対策のベースとなるエネルギー政策はもちろんのこと、産業、農林業、都市計画、技術開発等についての議論も必要となる。これらの所管省庁と垣根を越えたひとつの会議体を構成し、環境施策を検討・実施する旨を、環境基本計画に明記すべき。

【原子力・エネルギー政策との整合】

原子力発電は、これまで日本の温室効果ガス低減に貢献してきた。エネルギー自給率4%の我が国にあって、燃料供給が安定している原子力発電は今後ともエネルギーの安定供給を支える大切な電源であり、発電の際にCO₂を排出しない原子力の温暖化対策における重要性は依然として高く、今後とも、我が国における地球温暖化対策の中心的な役割を果たすものである。その点について評価した上で、今後、エネルギー基本計画を含めエネルギー政策に関する検討の中で、日本のエネルギー源として原子力発電をどのように位置付けるか幅広い視点から国民的議論がなされるべきである。環境基本計画の見直しはこのエネ

ルギー政策の検討結果と整合を図るべき。

2-1. 「これまでの取組状況と課題」について

【効果の検証】

これまでの取組について、その実効性について検証した上で、課題を整理すべき。その上で、効果がみられるものを改善し、効果がみられないものについては、廃止を含めて検討すべき。各省庁ごとに実施されている類似施策の整理・統合も必要である。

また、原子力発電の温室効果ガス低減に対する貢献については、きちんと評価し、今後の対策に活かすべき。再生可能エネルギーについても、効果と課題を整理して、現実的な導入可能性を見極めるべき。

2-2. 「中長期的な目標」について

【目標のあり方も含めた国民的理解の必要性】

コペンハーゲン合意に基づいて登録されている日本の中期目標「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組み構築及び意欲的な目標合意を前提に、1990年比で25%削減」は、国内での十分な議論を経ずに提出されたものである。

我が国の中期目標については、科学的な分析に基づき、具体的な削減の道筋や国民生活や経済への影響、国民負担等を分かりやすく示した上で国民的議論を行い、各主体が目標の意義を理解した上で主体的に削減行動に取り組むようなものであるべき。

したがって、東日本大震災を受けて今後行われる環境・エネルギー政策の見直しを踏まえ、目標のあり方も含めて議論し直すべき。その際には、実現可能性、国民負担の妥当性、国際的公平性の観点から、透明で開かれた国民的議論を行う必要がある。

2-3. 「施策の基本的方向」（国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等の主体ごとに取り組むことが望まれる行動、それを実現するために政府の講ずる施策を含む）について

【国】

気候変動枠組条約第16回締約国会合（COP16）においては、関係省庁が一致団結し、京都議定書の延長が気候変動に対して実効性がないことを各国に粘り強く説明するなど、主要排出国である米国や中国が参加する実効ある枠組みの基礎となるカンクン合意の成立に大きな貢献をされた。このような取組に対し敬意を表するとともに、今後の国際交渉においても、このように関係省庁と密に連携するリーダーシップにより、すべての主要排出国が参加する気候変動に実効的な枠組みの構築という成果が出ることを期待したい。

国内では、我が国の経済成長、国際競争力の確保、雇用の促進、エネルギーの安定供給、地域活性化を実現する施策を展開すべき。施策の検討にあたっては、関係省庁が一体となって実現可能性を考慮すると同時に、各施策実施の時間軸、優先順位を示し、施策の導入に伴う経済活動・国民生活に及ぼす影響・効果を分かり易く示し、国民各界各層への理解活動を真摯に行うべき。

【地方公共団体】

地方公共団体においては、国の規制との重複を避け、事業者や国民の自主的な行動を促すような国の施策と整合した施策を実施すべき。

【事業者】

環境と経済を両立させつつ、地球規模の低炭素社会を実現させるための鍵となるのは、技術である。事業者は、国内における革新的技術の開発及び、海外への技術移転を通じた国際貢献に、自主的・積極的に取り組んでいく。

【海外における温暖化防止に向けた取組の支援】

日本の技術が普及することによる地球全体での温室効果ガス抑制に対する貢献を評価すべき。日本として果たすべき役割は、温室効果ガス排出量の大幅な低減を可能とする革新的技術の開発・実用化を担いつつ、意欲ある途上国に対して、既存の低炭素型の技術、製品・サービスの普及にビジネスベースで取り組むことである。その普及に伴う温室効果ガス抑制効果は、二国間オフセット・メカニズム等により日本の貢献として評価すべきであり、その支援を関係省庁と一体となって実施すべき。

2-4. 「取組推進に向けた指標及び具体的な目標」について

温室効果ガス排出量については、日本が地球規模の気候変動に対して温暖化対策技術で貢献すべきことを十分に考慮した上で、実現可能性を加味した政策・行動の積み上げの結果として管理すべきである。

各主体が実施する政策や行動については、しっかりとPDCAサイクルを回すこととし、その際の指標として、温室効果ガスの排出量／排出原単位やエネルギー利用効率等の評価の他、対策コストや国民負担、雇用・産業・家計に与えた影響、エネルギーの安定供給に与えた影響などを考慮すべき。

以上

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成 23 年 10 月 7 日

及川 武久

1. 全般的な意見

地球温暖化防止に向けて多面的な取組が必要である。しかし、その取組を一つの意味のある形に集約することが不可欠である。そのためには適任者による小委員会を設け、「地球温暖化に関する取組」の総合政策モデルを構築して、対応を検討し、得られた結果を本委員会にかけて、全体で論議することが望ましいのではないかと。

2-1. 「これまでの取組状況と課題」について

上述の件と関連するが、多くの専門家による自由な意見交換はそれなりに意義はあるが、全体を筋の通った一つの政策にまとめ上げるのは難しいと感じている。

2-2. 「中長期的な目標」について

京都議定書第一約束期間以後の国際的取り決めを、日本が主導して国際的な場でリードしてほしい。地球温暖化防止のための最良の指針は大気 CO₂ 濃度である。この濃度を定常値(450ppm?)に安定化させる方向で、国際的合意が得られるように働きかけてほしい。

2-3. 「施策の基本的方向（政府の講ずべき施策）」について

どのような施策をとるにせよ、その根本には科学的成果に裏打ちされたものでなければ成らない。環境省で推進している地球環境研究推進費では既に多くの研究成果が出されている。この成果を最大限に組み入れて施策立案を進めてほしい。例えば、西岡委員を中心に行われた低炭素社会実現に向けた研究は好例である。最近、西岡委員はこの研究成果に基づいて優れた啓蒙書を書かれているが、施策立案にも大きく役立つものである。

2-4. 「取組推進に向けた指標及び具体的な目標」について

すでに 2-2 と 2-3 に書いたことを参照されたい。

3. その他

来年、2012 年に終わるのは、京都議定書第一約束期間である。それ以降の世界的取り組みは京都議定書第二約束期間として進めて貰いたい。つまり“京都”と冠して日本発の国際的な取り組みであることを内外に強く印象づけてほしい。

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成23年10月7日

日本労働組合総連合会

逢見直人

1. 全般的な意見

- 地球温暖化対策は国民全体の課題であり、個々の施策に関しては、必要性や効果、公平性、国民負担や雇用・産業の競争力への影響等の副作用、行政コストなどを明らかにし、国民的な議論・合意形成を図ったうえで経済情勢と雇用状況を見極めながら導入を判断することが不可欠である。
- 気候変動対策については、雇用や国民生活と密接な関わり等に鑑み、労働者を含めた広範な当事者が政策決定プロセスに参加し、公正で透明な国民的議論を通じた合意形成を通じ、国民全体の理解と協力のもとで実行することが重要であり、国民の合意形成を図る枠組みを確立しなければならない。
- 国内では、技術力の深化・革新を通じた成長実現と雇用の拡大を図るとともに、国外においては二国間クレジット制度の確立と途上国に対する支援の実施など、実質的な削減効果がある制度を推進・拡大することにより「環境と経済の両立」を図り、世界全体の温室効果ガス排出量の削減に貢献していく必要がある。
- また、雇用面に関しては、気候変動への対応や持続可能な社会と良質な雇用の創造を目的とする「グリーン・ジョブ」を創出するとともに、産業構造の変化に伴う雇用の移動に対する新規就労支援等を実施するなど「Just Transition（公正な移行）」を推進しなければならない。

2-1. 「これまでの取り組み状況と課題」について

連合では1994年に「労働組合の環境問題への取り組み指針」を策定の後、1998年よりライフスタイルを「身近なところから、できるところから」見直す運動として「連合エコライフ21」を開始した。2002年からはその一環として「環境に優しい10の生活」を提起し、連合を構成する構成組織及びその元にある個別労働組合や組合員に対し実践を呼びかけている。10の生活は、その時々々の社会情勢なども考慮しながら随時見直しており、2011年度は①消費電力の削減、②待機電力の削減、③節水、④エコ通勤・エコドライブ、⑤ゴミの減量、⑥マイエコバッグ、⑦食品廃棄・ロスの削減、⑧地産地消の推進、⑨ユーズ・グリーン、⑩国産材・間伐材の利用、を取り上げた。

2010年度には、100世帯にスマートメーターを配布し刻々の電力の使用状況について「見える化」を図ることにより消費電力の削減を図る「エコライフ・ファミリー」を実施した。

また、2011年度については、電力供給量の減少に伴う不測の事態を回避するための様々な施策が実施されたが、連合では「ピークカットアクション 21」を呼びかけた。これは、既存の 10 の生活に加えて節電に関する 21 の事例を提示し実践を呼びかけたもので、併せて月単位で節電効果をネット上で確認できる「環境家計簿」を導入した。

大きく増加している家庭部門と業務その他部門、いわゆる民生部門の温室効果ガスの排出を抑制するためには高機能・高性能機器の導入もさることながら、生活スタイルや個人々の意識がエネルギー消費の削減に大きく貢献できることが今回の夏の電力需給対策で確認できたと考える。家庭全体では 6% の削減であったことが公表されたが、身近な人々からは 20%～30%削減できたという話も多く聞いている。生活スタイルを見直すきっかけ、意識付けとして「使用電力の見える化」を至急整備する必要があると考える。

2-2. 「中長期的な目標」について

□ G8 洞爺湖サミットで合意した「温室効果ガスを 2050 年までに世界全体で 50%削減」及びラクイラサミットで支持するとした、「先進国全体で 80%またはそれ以上削減する」という長期目標が世界全体での目標となるよう国際交渉を強化し合意を実現する必要がある。

□ また、2020 年に 90 年比 25%削減するとした我が国の中期目標の前提である「すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意」を実現するため、政府は現在進められている気候変動枠組条約交渉において基本方針である「全ての主要排出国による公平かつ実効性のある国際的枠組の構築と意欲的な目標の合意」を堅持したうえで交渉の成立を図る必要がある。

2-3. 「施策の基本的方向（政府の講ずべき施策）」について

□ 具体的な温室効果ガス排出削減のための施策の実施にあたっては、わが国の優れた環境・エネルギー技術の更なる深化・革新や国内外における削減貢献、「雇用の安定・創出」や投資促進など、「環境と経済の両立」を基本に、国民負担を最小限としつつ、最大限の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスとしなければならない。

□ 府省庁の枠を超え政府全体で認識を共有しつつ国民の理解と協力のもとで進めるため、労働代表、産業代表、消費者代表など広く国民各界各層が参加する公正で透明な国民的議論の場として「緑の社会対話(仮称)」を創設する必要がある。

□ モデル事業として行った実証実験の経過や結果を検証しながら、国内クレジット制度を活用した「家庭・オフィス版 CDM」や「地域版 CDM」を活用し、民生部門における温室効果ガス排出削減の促進・拡大を図るべき。

□ 住宅用の太陽光発電や太陽熱利用、住宅の省エネ化、高効率給湯器や燃料電池、

高効率照明やスマートメーターやスマートタップなど電力を見える化する機器の普及・促進に向け、初期投資の軽減等の措置を講じる必要がある。

□ 再生可能エネルギーについては、供給安定性の確保や価格低減を実現しつつ、可能な限り普及拡大を図る。そのため、支援措置の有効性等を検証しつつ、初期費用の低減のための措置等を講じるとともに、出力抑制や蓄電池を含めた技術開発や実証事業、普及促進の障害となっている各種規制の見直し・緩和を進めなければならない。

□ 商業施設、小売店舗、宿泊施設、飲食店、官公庁、病院、学校、事務所、ビル等、多岐に渡る対象に対し、それぞれの実情に対応した内容で、省エネ基準の強化やBEMS等、建築物の省エネ性能向上の施策を講じるための支援措置を講じる必要がある。

□ 既築住宅の省エネリフォームへの支援強化や新築住宅に対する一定の省エネ基準確保の義務化等により住宅の省エネ性能を向上させるとともに、HEMSの開発・普及に向けた支援の施策を講じる必要がある。

□ 環境教育の充実を図り、生活における省エネの推進等、国民の環境意識を高めることにより家庭・地域における地球温暖化対策の取り組みを推進しなければならない。

2-4. 「取り組み推進に向けた指標及び具体的な目標」について

□ 2020年の目標として国際公約とした「温室効果ガス 90年比 25%削減」について、真水、吸収源、クレジット等の内訳と実現のために必要な具体的な施策を提示し取り組みを推進していく必要がある。

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成23年10月7日

大塚 直

②中長期的な目標

エネルギーと経済成長のデカップリングをし、エネルギー最小での豊かさを追求することを目指すべきである。原子力発電所の新設増設については種々の意見があるにせよ、少なくとも今後10年20年は殆ど不可能となったと見るべきである。

そのため、2020年目標については若干の影響があるかもしれないが、「二酸化炭素ゼロ排出」に向かう通過点として、2050年に80%削減の目標は変更すべきではない。温暖化による気温への影響を2℃以内に抑えるには世界の2050年のCO₂排出量を50%削減する必要があるが、先進国であるわが国は50%を超える相応の排出削減をすべきであると考えられるからである。

その上で、エネルギーの選択においては、低炭素社会の実現を中心としつつ、エネルギー安全保障、エネルギーの価格等にも配慮し、まず、再生可能エネルギー、分散型エネルギーを最大限活用し、さらに、需要側での省エネを進め、その上で、天然ガスによる火力発電等を利用すべきであると考えられる。

③施策の基本的方向

(1) 目標を達成するための手法としては、炭素税や排出枠取引、固定価格買取制度(FIT)、様々な規制、「見える化」などの各手段を効果的に組み合わせた統合的政策が必要である。

(2) 再生可能エネルギーは、低炭素社会の実現のためだけでなく、わが国のエネルギー自給率(現在、わずか4%)を向上させるとともに、化石燃料の輸入に使われている莫大な金額(GDP約500兆円のうち20兆円程度)を削減するためにも重要である。

さらに、少なくとも今後10年20年は、原子力発電所の新設増設は殆ど不可能となったとみるべきであるとする、その穴埋めは、再生可能エネルギー導入、天然ガス増強、CCS利用など他の方法で強化しなければならない。特に穴埋めの主たる部分を再生可能エネルギーで補うべく、洋上風力等を含めた風力発電、発電効率の高い太陽光の導入が検討されるべきである。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、ナス電池などによる系統の安定化策を充実させなければならない。屋根に付ける太陽光発電については、需要側で蓄電池を入れてもらうことも検討すべきである。

再生可能エネルギーの普及のため、現在それに対する障害となっている社会的な慣行や法律制度等に対する対策をとる必要がある。例えば、洋上風力については、漁業権が問題となるが、漁業者にも風力発電のオーナーシップを持ってもらうようなモデルを検討すべきで

ある。あるいは、洋上風力発電が漁業に悪影響を及ぼさないことが説明できるのであれば、その点を明確にすることも考えられる。また、地熱発電や風力発電を自然公園内につくる場合の規制のあり方について再検討をすることが望まれる。

地熱発電は、他のエネルギーと比較して地下資源の把握が困難であり、ポテンシャル量の把握自体が難しいことから、開発段階の事業者リスクを下げる必要がある。そのため、FITに限らず、補助金の活用が避けられない。

再生可能エネルギーの拡大にあたっては、それがグリーン・イノベーション、地域の雇用を含めたグリーン・ニューディールにつながることを考慮すべきである。

具体的には、風力発電において、地域の人とのコーディネートと大規模資本の協働が望まれる。地域に根差した中小規模プロジェクトが、風力発電をどのように作るかを決定し、資金については地域以外の資本や公的資本が主導することが考えられる。

(3) 今般の東日本大震災及び原発事故に伴って体験した節電の試みを定着させることが望まれる。もっとも、その際、障害者への配慮等が重要であることは言うまでもない。

また、電力の需給バランスの調整を進めるべく、スマートグリッドを拡大するため、国が支援をする必要がある。

(4) 工場排熱、河川熱、下水熱、地下水熱のような未利用熱の利用も、採算性を検討した上活用すべきである。そのため、環境に対する配慮を十分にしつつ、一定の規制緩和をすることも検討されるべきである。

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成23年10月7日

日本経済団体連合会環境安全委員会地球環境部会長

進藤 孝生

1. 全般的な意見

- エネルギー起源CO₂がわが国の温室効果ガスの9割を占める以上、地球温暖化政策については、エネルギー政策と一体不可分である。従って、第四次環境基本計画の「地球温暖化に関する部分」については、エネルギー基本計画の見直し議論を踏まえ、政府内での十分な連携のもと議論を行うべきである。
- わが国全体の地球温暖化対策を策定・推進するためには、省エネ機器の普及、新エネルギーの開発・導入、地域・都市構造や交通システムの見直し、住宅・建築物の断熱化等の社会資本の整備、ライフスタイルを含む広範な社会経済システムの転換、森林整備、環境教育など幅広い分野を網羅して検討を行う必要があることから、関係省庁を含め、オールジャパンとして取り組んでいくことを明記して頂きたい。

2-1. 「これまでの取組状況と課題」について

- 第三次環境基本計画にも明記されている通り、透明性のある評価・見直しのプロセス（PDCA）を構築するために、第三次環境基本計画において掲げられた個別課題毎の達成実績をきちんとフォローすべきである。

2-2. 「中長期的な目標」について

- 今回の震災により原発の稼働率が大きく低下し、わが国のエネルギー政策についても白紙から見直すとされている中で、これに合わせて、わが国の温室効果ガス削減に関する中期目標も見直しを行うべきである。

特に環境と経済の両立の観点から、温暖化防止の視点のみではなく、エネルギーの安定供給とのバランス、雇用や経済成長への影響、国際的公平性、国民負担レベルの妥当性、実現可能性等を十分に精査したうえで、国民との開かれた議論の下で目標を検討すべきである。

現在、日本政府が掲げる25%目標については、「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意」という前提条件も整っていないことから、「25%削減目標ありきの議論」を行うべきではない。

- 以上のような状況を踏まえ、エネルギー政策の見直し、前提条件の確定が行われるまでは、定性的な目標とするべきである。

(参考) 第三次環境基本計画での中長期的目標

「さらなる長期的・継続的な排出削減に向け、技術革新等を通じて、社会経済のあらゆるシステムを、構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへと抜本的な変革を遂げることを目指します。」

2-3. 「施策の基本的方向（政府の講ずべき施策）」について

- 地球温暖化問題は地球規模の課題であり、国内での削減に捉われるべきではない。むしろ海外も含めて最も効率的に削減ができる場所で削減していくべきである。従って、国内における省エネ技術、製品の開発推進はもちろんのこと、わが国が誇る最先端の省エネ技術を海外にトランスファーすることにより、地球規模での排出削減に貢献していくことを明記すべきである。
- 他国との比較において、わが国のエネルギー効率が高いことを踏まえ、国民に過度の負担や我慢を強いるのではなく、技術での貢献という観点から各種施策を検討すべきである。従って、環境税や国内排出量取引制度等を安易に導入すべきではない。また、技術開発に関しては、長期的な視野に立ち、産官学の英知を結集し国を挙げて重点的な革新的技術開発を促進するような体制を構築すべきである。
- 地方公共団体の施策に関しては、全国規模の企業等の全体最適化の観点からの柔軟な取り組みを阻害することのないように、国と地方公共団体との施策間の整合性が図られるよう留意すべきである。

2-4. 「取組推進に向けた指標及び具体的な目標」について

- エネルギー基本計画の見直しのスケジュール（来夏目途に新しいエネルギー基本計画案を議論）と第四次環境基本計画の策定スケジュール（平成23年度内目途に閣議決定）が異なるなかで、新しいエネルギー基本計画を踏まえて決定すべきであり、新しいエネルギー基本計画が定められる前に、個別の目標を設定することは妥当ではない。
- また、第三次環境基本計画でも述べられているように、PDCAをしっかりと回す仕組みを構築することを盛り込むべきである。PDCAを回すに際しては、温暖化防止効果（排出削減効果）の検証のみならず、コスト、経済や雇用等に与える影響についても、しっかりと検証するような仕組みとすることを記載すべきである。

3. その他

- 第三次環境基本計画にも記載されている通り、わが国として地球温暖化に関する最新の国際的な科学的知見を幅広く吸収し、フォローしていくスタンスを継続するべきである。

以上

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成23年10月7日

住 明正

1. 全般的な意見

地球温暖化に関する取り組みの、21世紀の日本の在り方、世界の在り方に対する日本国家としての明瞭なビジョンのもとで、提示すべきであろう。その際に、現在の状況では、国民の多くのが経済的な先行きに不安を感じている中で、増税に頼らずに、イノベーションを図れるような具体的と思われる目標の提示が不可欠であろう。

2-1. 「これまでの取組状況と課題」について

2-2. 「中長期的な目標」について

目標とすべき社会を、より具体的に明示する。

2-3. 「施策の基本的方向（政府の講ずべき施策）」について

地球温暖化対策を早急にとりくめるような特区を作り実現をはかる。たとえば、北海道。北海道を温暖化時の適応した地域と考え、具体的な実践を行う。

2-4. 「取組推進に向けた指標及び具体的な目標」について

3. その他

現代社会はさまざまな課題が併存しているので、行政の最終判断の段階ではそれら相互の比較になる。その意味で、原子力発電所のリスク、国防上のリスク、経済・財政上のリスク、地球温暖化のリスクなどを、できる限り、定量的に評価し、さまざまなリスクに対し、整合的に対応してゆく、というような対応策が必要と思う。

その中で、「産業の空洞化」という言葉が恫喝のように使われ、日本の電力は原子力なくしては大変になる、という論調がなされるが、本当に、時代遅れの産業が日本に必要なか、どうか、など、根本的な検討が不可欠。多くの日本人が海外に渡って暮らすこともあってもよい。

とにかく、日本人の深層心理には、お金と経済があり、産業政策・金融財政政策と整合性のある温暖化対策でないと、大きな支持は得られないし、次の展開はないであろう。

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成 23 年 10 月 7 日

富田 鏡二

1. 全般的な意見

本年 3 月に発生した東日本大震災による被災地の復旧・復興、原発事故に起因した電力需給問題、さらには円高等による国内産業空洞化の懸念など、第三次環境基本計画策定以降、日本を取り巻く環境は急変・激化している。

地球温暖化対策のための取組の重要性はこれまでと何ら変わるものではないが、第四次環境基本計画策定にあたっては、地球温暖化対策という単独の観点に基づく議論ではなく、他の課題の解決・改善にも資するよう、総合的な観点に基づき議論が行われるべきである。

2-1. 「これまでの取組状況と課題」について

京都議定書目標達成計画では、省エネ機器の導入など個々の温暖化対策推進の他、排出者に自らの温室効果ガス排出量を認識させる施策が展開されてきた。具体的には、大規模排出者に対する温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度や、家庭に対する「CO₂ みえーるツール」などの施策である。こうした所謂「見える化」が効果を上げるには、その制度の中で、排出者の排出削減努力が適正に評価されていることが不可欠である。

しかしながら、系統電力使用に係る排出削減量の算定方法について国は、これまで「さまざまな考え方があり」とするだけで、統一した算定方法を示してこなかった。排出者における削減対策を推進するために、削減効果を適切に評価する考え方を早急に定めて公表するべきである。

また、国内の厳しい財政状況を鑑みれば、地球温暖化対策のための各種施策の展開にあたり、これまでに要した費用と得られた効果を検証して、より費用対効果の高い対策を優先的に推進するべきである。

さらに、事業者において、環境性の高い設備導入のためのコスト負担を検討するには、2013 年度以降の施策に対する予見性が与えられていることが必要である。

例えば、国内の CO₂ 排出削減量を認証し、クレジット化することで排出削減に市場メカニズムを活用する「J-VER 制度」が導入されているが、似通った仕組みの「国内クレジット制度」との併存や、いずれも 2012 年度までしか制度内容が担保されていない点など、将来の制度活用に対する不確定要素が多く、事業者の投資判断を難しくしている。現行制度の 2013 年度以降の取扱いについて、指摘されている課題などを修正した上で、早期に提示されるべきである。

2-2. 「中長期的な目標」について

地球温暖化対策の目的は、地球全体での温室効果ガス排出を抑制することにある。したがって、国内の排出削減目標だけではなく、日本が提案している「二国間オフセット・メカニズム」の確立・拡大等を通じた海外での排出削減も評価されるべきであり、そのためには国内外それぞれの取組について目標を設定するべきである。

また、目標設定にあたっては、日本の成長戦略や低炭素技術の普及拡大、そして更なる技術革新などとの整合性についても留意するべきである。

なお、2009年10月に鳩山元首相が国連総会で掲げた前提条件付きの中期目標（2020年に1990年比で25%削減）については、国民の生活や事業者の経済活動の観点を含む実現可能性について精査し、必要な見直しを図るべきである。

2-3. 「施策の基本的方向（政府の講ずべき施策）」について

日本の温室効果ガス排出量の約9割がエネルギー起源CO₂であることを考慮すれば、地球温暖化対策のための環境政策は、エネルギー政策と整合していることが必要であるため、両者を一体のものとして検討・議論するべきである。

エネルギー基本計画の見直しが来年半ばとされている一方、第四次環境基本計画の閣議決定は平成23年度内を目途にしている。このようなスケジュールの違いがあるなかで、環境政策とエネルギー政策の整合は図れるのかが懸念される。どのように整合性を担保するのか、方向性を示していただきたい。

また、従来より、エネルギーシステムのあり方に関し、「3E（エネルギーの安定供給、経済性、環境性）」の観点の重要性について指摘されてきたが、東日本大震災後は、ここに安全性（Safety）も加えた「3E+S」の観点が求められることになった。

供給側の取組に加え、需要側においても、今夏の節電対策で得られた省電力・省エネに関する行動様式の継続や、再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの個別分散型システムを導入して、集中型システムとバランスよく組み合わせるなど、需給両面での統合的な対策を促進することが必要である。

さらに、実際の施策の展開にあたっては、様々な排出削減主体の実情に応じたきめ細かな施策が必要である。例えば、民生業務部門の企業件数において圧倒的に多い中小企業では、その経営環境が厳しく、環境対策のための投資にまで手が回っていない。このような現状を踏まえれば、設備導入補助のような手法が有用と考えられる。

排出削減推進のための施策の方向性としては、規制的手法だけでなく、支援措置によるインセンティブなどもバランス良く組み合わせた施策のベストミックスの観点が重要である。

以上

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成23年10月7日

永里 善彦

1. 全般的な意見

環境とエネルギーは表裏一体の関係にある。東日本大震災以降、日本のエネルギー政策は抜本的な見直しを迫られている。

第四次環境基本計画策定に向けての「地球温暖化に関する取組」に関しては、別途、検討されているエネルギー政策との整合性を十分に考慮し、矛盾なきよう推進すべきである。省庁間の垣根を越えて、国が一丸となって、崇高な使命感を持って取り組むべきである。

2-1. 「これまでの取組状況と課題」について

第三次環境基本計画に示された課題について、実効性・達成度合を精査すべきである。そのうえで、第三次計画での達成度合いを踏まえ、実現可能性に十分留意しつつ、第四次計画を立案すべきである。

とくに、再生可能エネルギーの導入に関しては、短期、中期、長期の視点から、実現可能性を十分踏まえ、精査すべきである。

2-2. 「中長期的な目標」について

デフレ下の日本を蘇らすためには確固たる成長戦略が求められるが、経済成長にはエネルギーの使用が不可分である。日本の温室効果ガスの大部分が、エネルギー使用に伴う炭酸ガスであることを考慮すれば、将来、原子力発電の割合を50%まであげることを視野に入れての「2020年、90年比温室効果ガス25%削減」の目標は、東日本大震災に遭遇した現在、一旦、白紙に戻すべきである。

中長期にわたる地球温暖化に関する取組に関しては、あくまでも技術革新、省エネ（ライフスタイルの変更を含む）、地球規模を基本とすべきである。国内の削減分については、国際的に公平で、実現可能性があり、企業、国民が納得いく目標を掲げるべきである。また、地球規模の削減についても、定性的なものも含め、どのような目標設定の仕方があるか、検討すべきである。

2-3. 「施策の基本的方向（政府の講ずべき施策）」について

上述したように、地球温暖化に関する取組に関しては、あくまでも技術革新、省エネ（ライフスタイルの変更を含む）を基本とすべきであり、関係省庁が一丸となって、崇高な使命感を持って取り組むべきである。

産官学連携により画期的な研究開発を促進するとともに、各省庁での類似の研究開発は一元化し、政策に（短期、中期、長期を考慮した）プライオリティをつけて、企業、国民が納得のいく施策を提示すべきである。

国際的には、政府が主張している「全ての主要排出国が参加する公平で実効性のある枠組」の構築を推進し、かつ、「知財権の保護のもと日本の優れた技術を世界に普及させ地球規模での温室効果ガスを削減する仕組の構築を推進し、併せて日本の技術による削減貢献量に対して応分の評価を付与する仕組」の構築を推進すべきである。

2-4. 「取組推進に向けた指標及び具体的な目標」について

上述したように、国外に向けて「全ての主要排出国が参加する公平で実効性のある枠組の構築、及び、日本の優れた技術を世界に普及させ地球規模での温室効果ガスを削減する仕組の構築」を推進することと併せて、国内での各主体の政策や行動を評価・見直すプロセス（PDCA）を通じて、温室効果ガス排出量と削減のためのコスト、国民の負担額、輸出入や雇用への影響、地域への影響、エネルギーへの影響等を考慮し、それらに関連する指標を整備していくべきである。

3. その他

「日本の優れた技術を世界に普及させて地球規模での温室効果ガスを削減することにより日本の国際貢献分を評価する」という観点は、国益と地球益が合致しているので、この仕組の構築に注力すべきである。一部の推計によれば、日本の省エネ技術を世界に適用すれば、2020年には約63億トンのCO₂排出量を削減できるという数値もだされている。今とくに必要なことは中国、インドなど今後CO₂排出量が激増しそうな国々に技術を普及させていく仕組み作りであろう。例えば、日本が力をいれている二国間オフセットメカニズムなどを一日も早く国際的に承認された仕組みにしていくことが急務である。

以上

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成23年10月7日

臨時委員 西岡秀三

1. 全般的な意見

[ここでは、温暖化対策の存在理由としての科学的知見を記述すべき]

- ①2007年のIPCC第4次報告以来のいくつかの科学的知見から、温暖化の確実な進展と影響の拡大、そして気候安定化の困難性がより明確になってきている。
- ②2005年以来やや低下傾向に推移した地球平均温度が2010年には2005年と同じレベルの過去最高値となり、研究者が予測するとおりの上昇傾向が続いている。
- ③極域での氷河・氷床溶解が加速している。更に北極のオゾンホール出現、局地的豪雨の頻発など温暖化に伴って生じると予想される現象が観測されている。
- ④世界のGHG排出量は、成り行き予想から減少することなく続いており、とても2度安定化のほうには向かっていない。
- ⑤生態系フィードバックを入れた地球システムモデル（革新プロジェクト）による予測では、2度上昇以下に抑えるシナリオでは2050-2070年にゼロエミッションにしなければならぬと見られ、気候安定化がきわめて困難であることが明らかになってきている。
- ⑥抑制策は2度目標で進めるべきであるが、そのレベルでの安定化が困難であるという想定も考えた2度以上の温度上昇下での適応対策を準備する必要がある。
- ⑦国際交渉が難航しているが、国際交渉結果が何であれ上記の科学的知見からみて長期にはどの国も低炭素社会化は必須である。その先を見通し、世界に先駆け産業・技術・生活様式を低炭素化に向けて変えてゆき、智慧を動員して安心・安全・強靱な国を作ってゆくべきである。
- ⑧温暖化対策には、抜け駆け国があってはならない。主要経済国も含むGHG大口排出国が削減方向に向かうよう、粘り強い交渉を続ける必要がある。日本は高い削減目標を維持して安定化に向けた交渉に臨み、特にアジア途上国に対して技術・資金・知識力を提供して世界の温暖化政策をリードする。
- ⑨温暖化政策には、科学的知見、技術的可能性、国際取り決めの帰趨等多くの不確実性が残っている。方向性をしっかり維持しながらもあらゆる想定を考えた柔軟なリスク管理を政策立案のベースとする。
[エネルギー・電力政策についても、再生可能エネルギー増加、エネルギー需要削減によるGHG減少の立場から書き込む]
- ⑩温暖化政策は、エネルギー政策と表裏一体の関係にある。エネルギー計画と温暖化防止とはそれぞれに達成すべき目標が異なるが、十分な協議で両目標を同時達成しなければならない。

⑪地域での再生可能エネルギー推進の面から、地域主体によるエネルギー・電力供給事業を可能とし、推奨する制度を法制化する。電力網システムは開放し、再生可能エネルギーを可能な限り取り入れ、非常時にも強靱な自立分散ネットワーク型電力網を全国的に構築する。

2-1. 「これまでの取組状況と課題」について

[ここでは、温暖化対策と表裏一体となるエネルギー政策の問題点に関しても、低炭素化政策の面から批判的・反省的に記述すべき]

①（原子力への過度の依存）23年3月以前のGHG削減策は、大きく原子力発電に依存してきた。その計画自体、これまでいつも過大に見通されてきた原子力発電建設実績から見て無理があった。またこれまで「安全な原子力」を前提としていたのであるから、それが安全でないことが福島原発事故によって実証された今、原子力の可否に依存することのない頑健なGHG削減政策を打ちたてる必要がある。原子力安全庁を所管する立場から、原子力設備の立地、建設、運営、廃炉のすべての工程において安全規制を厳格にし、環境放射能モニター・管理などを強化し、万が一の事故対策に備える必要がある。

②（再生可能エネルギー開発の遅れ）これまでのエネルギー政策は、原子力を中心とする電力供給確保を前提として生まれ、再生可能エネルギーに関しては電力網がその受け入れに消極的であったがため、開発と実用化が十分にはされてこなかった。長期には、再生可能エネルギーの利用が必須であり、今後再生可能エネルギーを組み入れた地域エネルギーシステムが世界の技術を牽引してゆくことを考えると、電力網の開放と自立分散ネットワーク型地域エネルギーの構築を強く進めることが肝要である。再生可能エネルギー促進法の施行にあたっては、電力網による再生可能エネルギー優先引取り、期間と買い取り価格を固定した買取制度の確保が必須条件である。また、産業と家庭間の費用負担の公正さを常にチェックする必要がある。

③（需要側エネ削減対策の遅れ）供給を確実にすることを前提として、エネルギー・電力需要側対策が十分になされてこなかった。日本は省エネ機器の効率化では成功したが、それだけでは全体のエネルギー需要量低下には結びつかなかった。京都議定書期間においても、特に家庭・オフィスや移動の面での排出増加が顕著であり、これらの分野での一層の削減努力が必要である。今後は「省エネ」ではなく、全体のエネルギー総量を削減する「節エネ」に向かうべきである。空気がスカスカに外に流れる建物に省エネ機器を入れてもエネルギーは減らないから、建物の高断熱か基準強制が不可欠である。散在する建物で構成された都市では、熱が発散するばかりであり、自動車交通を必要とし、HGの排出も大きい。省エネ機器開発に加え、建物や都市全体の構造を変えてゆく長期の政策を各省連係で打ち立てねばならない。また、家庭での太陽光発電などエネルギー供給者と需要者の境がなくなる方向になっている。今後は、これまで隔絶していたエネルギー供給者と需要者が一体となつてのエネルギー運営を考えることが課題である。技術的には、スマートグリッ

ド技術が中核となってそのようなシステムが可能となると思われるので、地域ごとのパイロットスタディをすすめ、積極的に需給一体運営により一層の節エネ体制を構築することが課題である。低炭素都市構想を実現するためには都市が主体となってエネルギー供給も含めたシステムを構築できる施策立案が課題である。更に、きめ細かい需要対策のためには、エネルギー利用状況に関する需要側のデータ収集強化、電力会社からのデータ開示が不可欠である。

④（吸収源の確保）今後世界ではさらに厳しい削減が必要となるとみられる。京都議定書期間で日本の森林の吸収量は飽和に達しつつあるが、森林・土壌からの排出を増やさないためには、森林・農地の手入れとバイオマス利用の増進についてさらに施策強化が必要である。

[税・キャップ&トレード・FITの確実な実施]

⑤（3 施策の確実な実施）炭素税収入を確実に温暖化対策技術開発や施策に振り向けること、FITについては、優先買取、固定価格買取期間保障等、政策が真に有効に働くような運用を確保することが課題である。キャップ&トレードによる確実な削減に関しては適切な設計検討を進めねばならない。

⑥（補助金施策）エコポイントなど補助金政策が景気対策以上に省エネ、低炭素化に役立ったかの検証とそれにもとづく効果的な補助金政策立案が必要である。

[適応策の強化]

⑦（各省連携の適応策立案と実施）現実に温暖化影響と見られる現象が生起しつつあること、また将来の2度以下安定化が困難になりつつあることを織り込んで、各省庁・地域統合の適応対策を立案する。

2-2. 「中長期的な目標」について

- ①日本国として、2050年の長期に80%削減、2020年25%の削減を目標とする。
- ②再生可能エネルギーを2020年に一次エネルギー量の10%以上
- ③エネルギー需要量を2020年、2050年に1990年比で一定規模（要計算）下げ、経済成長とのデカップリングを図る。
- ④都市は、それぞれに長期・中期のGHG削減目標を可及的速やかに作成する。
- ⑤国の予算と連動し5年ごとの「炭素バジェット」を設定する。
- ⑥再生可能エネルギー優先買取・固定価格固定期間買取を制度化する。
- ⑦個別施策実施目標として、
 - ・キャップ&トレード取り引き制度の2年後の実施
 - ・商品へのカーボンフットプリント・カーボンマイレージ表示制度の導入
 - ・（その他既存の施策の強化）

2-3. 「施策の基本的方向（政府の講ずるべき施策）」について

- ① GHG 削減の国家目標を明確に掲げ、国民に進むべき方向を明示する。
- ② 気候変動とその抑止策、適応策に関する科学・技術・社会経済的研究を促進する。
- ③ 低炭素化方向での産業育成策をつくり、グリーン成長を国是とする。
- ④ 企業や一般消費者が取る短期的利益選択以上に温暖化防止の長期的利益があることを納得させる教育、法制、経済的手段をとる。
- ⑤ エネルギーシステム、特に電力システムにおける独占的規制を緩和し、市場原理が働くように法を整備する。
- ⑥ 再生可能エネルギー導入推進、節エネルギー推進の諸施策を整備する。
- ⑦ 国民各層間で、温暖化防止施策に関する論議を行う対話の場を構築する。
- ⑧ 国民各層に本問題の重要性を理解可能な形で伝達普及する。
- ⑨ 国際交渉においては、科学的知見から得られる国際的に見て妥当な高い削減目標を掲げ、国際合意が得られるようリードする。
- ⑩ 特に発展時期にあるアジアの国に対して、知識面での援助を強めること。

2-4. 「取組推進に向けた指標及び具体的な目標」について

- ① 国、自治体他ステークホルダーの GHG 削減目標とその達成度
- ② 同再生可能エネルギー導入量
- ③ ・ 電力会社・大口排出企業の CHG/諸費者情報開示度
 - ・ 主要施策達成度（法制定、統計成立、実質削減、、、）
 - ・ カーボンフットプリント・カーボマイレージ添付商品数
 - ・ 国内カーボンオフセットによる削減量推移
 - ・

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成23年10月7日

原澤 英夫

1. 全般的な意見

・中長期対策と表示される場合が多いが、中期対策と長期対策にわけた時間軸を考慮した取扱いが必要であろう。中期的には詳細な対策ロードマップを、長期はより簡単に対策の構成がわかるようにすることが考えられる。

・他の重点分野の施策との連携や、他分野（災害、人の健康など）との連携を従来以上に進めることが重要である。気候変動や自然災害に脆弱な地域を特定し、対策を総合化して、安全安心の基盤を支える、よりレジリエントな社会にしていくことを目指すべきである。

2-1. 「これまでの取組状況と課題」について

・温暖化の影響がすでに顕在化しており、夏の熱中症死亡者の増加、異常降雨による洪水被害、都市部におけるゲリラ豪雨被害が発生している。防災対策や健康対策など他省庁の進める対策との連携が必要となっている。適応策を本格的に進め、安全・安心な社会を構築するために、温暖化対策もその一端を担う必要がある。

・GHG排出量の大半を占めるCO₂では、エネルギー利用からの排出量が多く、従来供給サイド中心の対策が重視されてきた。今夏の節電より、エネルギーの需要サイドの対策の重要性が示されたことから、需要管理面の対策やそれを推進するための経済的インセンティブ対策を重視していくべきである。

・低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に向けた総合的取組みが引き続き重要であるが、記載はそれぞれされている。より具体的な総合的取組み、例えば、低炭素社会、循環型社会両方に資する対策など、より具体的で実際的な対策の例示などが必要である。

・フロン類はモントリオール議定書のオゾン層破壊物質であるが、強力な温室効果ガスでもある。モントリオール議定書と京都議定書の緊密な連携をとり、フロン税、デポジットなど経済的インセンティブ対策を進めることが重要である。

・森林吸収源、REDD+は、地球温暖化と生物多様性に関連しており、気候変動枠組条約と生物多様性条約の連携が必要である。

2-2. 「中長期的な目標」について

・エネルギー基本計画の見直しが始まったが、安全性、コスト、GHG排出量の検討に加えて、温暖化リスクも考慮して議論を進めるべきである。温暖化リスクを考慮すると、2020年25%削減目標については、堅持すべきと考える。

2-3. 「施策の基本的方向（政府の講ずべき施策）」について

- ・気候変動分野での安全安心を担う政策を打ち出すべきである。グリーンイノベーションには気候変動適応型の環境インフラ整備など、低炭素社会の実現に欠かすことのできない、国土づくり、都市づくりとともに考慮すべきである。また、ハードな施設整備のみが適応策ではなく、環境教育や災害防止教育を通じたソフトな対応も重要性が増している。
- ・気候変動の科学的知見や観測結果を迅速かつ分かりやすく国民に伝える工夫や対策も必要である。温暖化現象や影響の見える化などを含めて、科学コミュニケーション、リスクコミュニケーションに係る対策を実施すべきである。
- ・今夏の節電から、電力使用量の見える化の重要性が確認された。今後再生可能エネルギーの拡大など、電力需要サイドの見える化、HEMS、BEMSなどの需要管理システム技術など、IT分野との連携・対策を進めるべきである。

2-4. 「取組推進に向けた指標及び具体的な目標」について

3. その他

- ・環境技術の途上国への移転は重要であるが、加えて低炭素社会構築の方法やシナリオ構築技術などのソフトの移転も重要である（appropriate soft-technology）。
- ・気候変動に係る研究・監視観測は国レベルでも重要であるが、地域レベルで温暖化の影響が顕在化していることから、自治体の研究機関や地域の大学が影響や適応策の研究を進めるなど、より地域に密着した研究開発や監視観測の体制整備を進めるべきである。

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成23年10月7日

藤井 良広

1. 全般的な意見

わが国の地球温暖化対策は、「3.11」以前と以後とでは、基本的な視点において変更を求められているといえる。原子力発電のウエイトを改めて、どの程度と位置付けるのか、それに代わるエネルギー源を①再生可能エネルギー②石炭・ガス等の化石燃料エネルギー③エネルギー効率化、の3領域でどう最適配分するのか。それらを総合して、安定的な経済成長と、効果的な温暖化対策とをどうバランスさせるのか。「3.11」でどこが変わり、どこを維持するのか、ということを知りやすく国民に示す必要がある。そうした納得性のある中長期目標の達成に向けたシナリオを描き直すことで、広範な国民との間で、危機感と行動の共有化が図られるはずだ。

「3.11」以降、国民のエネルギーに対する意識はこれまでにないほど高まっている。エネルギー問題と温暖化問題が裏表の関係にあることへの冷静な理解も定着しつつある。従って、国が冷静で現実的なシナリオを示すことで、国民の協力、産業界の新しいビジネス意欲を鼓舞することができる環境にある。

その際、温暖化対策とエネルギー対策は一体的に捉えるべきものであり、エネルギー供給の安全性と安定性という目標と、温暖化対策での先進国としての削減義務とは、二者択一の目標ではなく、同時達成すべき、あるいは同時達成できる目標として位置付ける必要がある。その同時達成目標を、より効率的、効果的に実現するためには、政府の的確な政策(Better Regulations)の整備と、それを踏まえた民間の創意工夫を活発化させるような、研究技術開発、投融資等の環境整備が求められる。

2-1. 「これまでの取組状況と課題」について

これまでの主な温暖化対策は、温室効果ガスの主要排出源の産業・運輸・建物等に対して、自主的な対応を求める政策が中心だった。しかし、「ポスト京都」の方向性、原発以降のエネルギー制約の中での上記の同時達成目標の実現等を踏まえると、業界ごとの自主的な削減努力では限界があると言わざるを得ない。

経済成長と温暖化対策を同時達成するには、一律規制よりも選別規制が求められる。規制をかける業種と、国の政策として規制に配慮する業種とを選別する視点と、排出量の多い業種についての政策的な削減支援の視点とを組み合わせる必要がある。

そうした政策支援の一つの方法であるC&T制度については、これまでの案は基本的に全業種を対象とする川下方式を提唱してきているが、限られた資源配分と効率性、国際的な整合性等を考慮すると、EU型の直接燃焼業種をまず対象としたC&T型に切り替え、スター

トさせるべきではないか。米国の RGGI 等も同様の仕組みである。C&T が効果的に機能するためには、より広い取引市場が求められる。「日本型」にこだわることは、市場の効率性を阻害するリスクもある。

2-2. 「中長期的な目標」について

2050 年の中長期目標を 90 年比 80% 減とする国際公約の堅持は当然だが、そこに至る道筋を示さないと、80% 削減を基本計画に掲げたところで「遠い先の絵空事」になりかねない。2050 年に至る途中段階の、2020 年、2030 年、2040 年はそれぞれどのようなレベルが求められ、それを実現するための国民の負担と、必要な主な政策措置を整理して、国民に分かりやすく提示する必要がある。「2020 年 25% 削減」をどう扱うのか、明確なメッセージを示すべきである。

2-3. 「施策の基本的方向（政府の講ずべき施策）」について

2050 年に向けたわが国のエネルギー供給源の望ましい姿を前提として、同時達成目標である温暖化対策の推進に資する施策の軸には、「義務的排出量規制(総量規制)」が据えられる必要がある。GHG の総量を段階的に削減するには、秩序だった法規制による総量圧縮が不可欠である。その規制を効率的に達成するためには、業種、地域、排出主体間等で生じる経済的配慮や、アンバランスを是正するための補完措置も必要になる。エネルギーと温暖化削減に配慮した全体の制度設計の上に、新エネルギービジネス、新環境ビジネスで利益確保を求める各企業の自由な活動が展開され、そうした市場活動によって、資源配分の最適化が進められることになる。つまり、「Better Regulation」の視点は、目標の明確化であり、それが市場に理解されれば、自ずと新たなビジネスの場が築かれることになる。

2-4. 「取組推進に向けた指標及び具体的な目標」について

取組み推進に向けて必要とされる指標は、2020 年～2050 年の中長期的な総量削減の目標とそれを実現するうえでの政府の政策の明示である。修正されるエネルギー供給源の将来展望を踏まえて、分野ごとの GHG と削減目標とを定める必要がある。EU は 2020 年に「20, 20, 20」の目標を立てている。再生可能エネルギー比率、エネルギー効率化、GHG 削減比率、である。

わが国の場合、再生可能エネルギー比率は 2020 年 10% (2030 年 20%)、エネルギー効率化は 2020 年 30%、GHG 削減比率 25% というのが現実的であり、かつ国際的にも、温暖化対策を推進するリーダー国として求められる水準ではないか。

3. その他

エネルギー政策と温暖化対策の同時達成を実現する上で、極めて重要な点がファイナンスにある。米欧が財政問題で混乱しているのと同様、わが国の財政事情も極めて重い状態にある。エネルギーと温暖化対策の同時達成目標を、安定した経済成長の下で実現するには、豊富で安定した資金が不可欠である。すでに財政余力の限りが露呈している米欧では、民間資金をエネルギー、温暖化対策分野へ誘導するための新たなファイナンスのスキームが求められている。

それは、年金・保険などの長期投資を主とする機関投資家向けに新たな環境債、気候変動債市場を育成する試みである。政府の本来の役割は、明確な目標を定めた法規制の設定であり、財政面からの支援は、資金力不足の中小企業や、国として維持すべき特定産業等への、期間を定めた支援などのような限定的な役割にとどめるという基本的な考えに立っている。国内市場への投融資資金の流れを活発化させるだけでなく、ポスト京都合意のカギとなる途上国の温暖化市場に潤沢なファイナンスの流れを確保するためにも、新たな温暖化ファイナンスのスキームが必要となる。地球環境部会でも、こうした金融面の問題整理と、新たな制度設計を金融界とともに議論し、最適な市場の設計に乗り出すべきである。

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成23年10月7日

三橋 規宏

1. 全般的な意見

基本計画はほぼ5年先を視野に入れ、5～6年ごとに改定するものなので、今後5年間の環境政策をどのように進めるかを具体的に書き込むべきだ。従って、基本計画の内容も、「環境政策5カ年計画」といった要素を強めるべきだ。温暖化に関する取組みも同様で、「温暖化対策5カ年計画」といった要素を強め、これからの5年間に実施する政策とその効果、課題などを中心に書き込むべきだ。10年、20年、50年先の抽象的な展望は、最小限にとどめるべきだ。原発と温暖化対策についてのこれまでの考え方と事故後の考え方の違いを、一節設けて書き込む。特に原発依存から再生可能エネルギー依存への転換の必要性を強調すべき。

2-1. 「これまでの取組状況と課題」について

これまで、温暖化対策は企業や個人の自主的な努力に依存する傾向が強かった。化石燃料の消費を抑制し、再生可能エネルギーの普及を推進するためには、炭素税の導入や固定価格買取制度の新設など法的な枠組みや制度をしっかりと整える必要がある。ようやく、そのための動きが出てきているので、これからの5年間は、法的枠組みを整え、制度として温暖化対策に取り組む決意を書き込むべき。

2-2. 「中長期的な目標」について

世界のGHG排出量を50年までに現在より半減、先進国は90年比80%減が必要などの中長期目標を明記するとともに、日本の取組み（ロードマップ）についても言及すべし。GHGの大量排出国である米国や中国を加えたグローバルな削減の枠組みについて、日本の主張、提案も記述すべき

2-3. 「施策の基本的方向（政府の講ずべき施策）」について

温暖化対策基本法案の早期成立と実施、同法に基づく3本柱（環境税、排出量取引制度、FIT）の重要性について言及すべし。

2-4. 「取組推進に向けた指標及び具体的な目標」について

- ①今後5年間の温暖化対策の進め方について、各年別にイベントや国際会議の日程などを記述すべき。
- ②マクロの経済指標として、GDPの規模、前年伸び率、化石燃料（石炭、石油、天然ガス）の輸入量、前年伸び率、GHGの輩出量、伸び率を図表化して表示すべき。

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき事項

平成23年10月7日

岩村 敬

1 全般的な意見

東日本大震災の大津波による原発メルトダウン以降、政府のエネルギー政策の方向が定まらない。従って、現時点で地球温暖化に関する取組みの方向（とりわけ具体的な目標）を示すことには困難である。

一方、民間部門で節電意識が高まり、省エネが進んだことは地球温暖化防止の側面からは望ましい。しかし、民間の節電努力だけでは、電力需要のピーク時対策としては限界があり、電力安定供給を図るための新たな施策が必要である。

2-1 「これまでの取組状況と課題」について

これまで京都議定書の目標達成に向け各般の施策に取り組み、概ね目標達成に目途が立った。しかし、先般の大震災により、現行の計画通りに原子力の利用が図られない可能性が高まっている。今後政府が中長期のエネルギー供給計画を見直すことになるが、これにあわせてわが国の地球温暖化に対する取組みを見直す必要に迫られる。

一方、京都議定書は、これまでのところ2大排出大国である米国、中国の参加が見込めない状況にあり、会議を繰り返しても温暖化に歯止めをかけることが困難な状況にある。従って、政府は温暖化抑制に関する戦略の見直しを行う必要がある。

2-2 「中長期的な目標」について

世界規模で見れば、鳩山政権が掲げた25%削減目標を達成しても、米中が従来通りの方針を貫けば、焼け石に水であり、地球温暖化に歯止めはかからない。さらに原子力に関する政策の方向が定まらない現状においては、25%削減目標を堅持することは、日本経済の空洞化、雇用不安を招くだけではないか。従って、震災を機に25%削減の目標は再検討されるべきである。

2-3 「施策の基本的方向」について

現行の各主体の施策の方向は、原発政策の方向を見定めただけで、見直すべきである。

原子力に代わるエネルギーを考える際、供給量及び供給安定性を見極める必要がある。とりわけ、自然エネルギーについては、供給の安定性に欠け、これを補うため、国は、低価格・大容量2次電池の開発・利用を促進するべきである。温室効果ガスの総量規制については、国は、各国共通の枠組み形成を引き続き各国に働きかけるべきである。

一方、「総量規制で百年河清を待つ」だけでなく、「出来ることから始める」方針を国は取るべきではないか。具体的には、温暖化抑制のため、国は、個別分野でのトップランナー方式（例えば、新設する石炭火力発電所について、温室効果ガスの排出レベルを世界最高水準のものとするを各国に求めるなど。）の導入を図るべきである。本施策は、環境基本計画の見直しと切り離して国が早急に取り組むべき事項であると考え。国際約束ができれば、温暖化の抑制に寄与するだけでなく、我が国の技術輸出の機会が増え、経済の活性化にも資するのではないか。

2-4 「取組推進に向けた指標および具体的な指標」について

これまでの技術革新、取組の進展を考えれば、原子力に頼れない以上、最大でも「総量において2010年レベルの維持」が目標となるのではないか。

また、温室効果ガスの排出レベルが世界最高水準のものに限って、生産、建設、使用等を義務付けること（トップランナー方式）を国際ルール化するべきである。そのため、各施設・商品毎に最大排出レベルの設定作業を始めてはどうか。

3 その他

それにしても、大変な時期に基本計画の改定期を迎えたものです。鈴木部会長のご心労を察します。国家の非常時ですので、環境基本計画改定のスケジュールを見直すことは考えられないのでしょうか。少なくとも地球温暖化の部分だけでも拙速な改訂作業は避けるべきです。

第四次環境基本計画策定に向け、「地球温暖化に関する取組」で記載すべき内容について

平成23年10月7日

田中 充

1. 全般的な意見

・IPCC 第4次評価報告書では、今後、世界各国が温室効果ガス排出量を最大限の努力で削減したとしても、気候変動の影響は生じると予測しており、加えて、ここ数年のCOP等でのポスト京都議定書における排出削減目標と削減・吸収策（緩和策）をめぐる国際的議論の動向をみると、排出量の伸びが著しい新興国を含む世界各国が協調して緩和策に取り組むことに関して、高いハードルがあると考えられる。

・我が国が、先進的な省エネ技術や産業技術等を生かして、世界をリードして緩和策に取り組むことは必要である。しかし同時に、近年、国内でも顕在化・深刻化しつつある気候変動の諸影響（例えば熱中症の広がり、農作物の高温障害、気象の極端現象の頻発に伴う水災害等）を考えると、今次の第四次環境基本計画においては、気候変動の適応策

（adaptation）を明確に位置付け、その取組の重要性と必要性を明示することが必要ではないか。

・地球温暖化対策とは、温室効果ガス排出の抑制等の地球温暖化防止を図るための施策とともに、地球温暖化によってもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生産、人の健康等への悪影響の防止及び軽減など適応を図るための施策という考え方を基本に、第4次環境基本計画の「地球温暖化に関する取組」の項では、これらの2つの側面の施策に言及することが必要である。

2-1. 「これまでの取組状況と課題」について

・「取組状況と課題」の項においては、これまで取組んできた低炭素施策（削減・吸収策）に加えて、すでに顕在化している、あるいは近い将来深刻化すると予測される気候変動の影響にも注目して、これらについて国民に分かりやすいように具体的に記述すること、また、気候変動の影響に対する、これまでの適応策の取組状況を点検・評価し記述すること。

・我が国の国土（自然）や社会において、近年、土砂災害の広域化・頻発化、農作物の不作、熱中症の拡大等の脆弱性が広がっており、今後の気候変動の進行により、こうした国土や社会の脆弱性が一層深刻化していくことが予測されている。このような将来の気候変動リスクへの危機意識を記述するとともに、今後の環境施策（温暖化対策を含めて）の検討・立案するに際して、こうした脆弱化しつつある国土・社会の在り方を前提とすること。

・このような状況に関して、これまでの政府の政策的な取組が、緩和策に比べて比較的立ち遅れており、今後は適応策の取組の重要性が増すことに言及すること。

・この内容は2-3「施策の基本的方向（政府の講ずべき施策）」でも言及すること。